

岩手県収用委員会告示第10号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成28年6月28日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道45号改築工事（青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠地内から岩手県久慈市夏井町鳥谷第7地割地内まで）並びにこれに伴う県道、町道及び普通河川付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県久慈市侍浜町本町第9地割	27番1	山林	5,652㎡	245.75㎡	1.96㎡	0.78㎡	宅地	別図に①及び⑬として赤色で表示する部分
				5,406.27㎡	103.04㎡	1.92㎡	山林	別図に②及び⑭として赤色で表示する部分
	27番3	宅地	371.98㎡	371.97㎡	254.04㎡	10.32㎡	宅地	別図に③及び⑮として赤色で表示する部分
	27番15	公衆用道路	15㎡	15.18㎡	15.18㎡	—	山林	別図に④として赤色で表示する部分
	29番2	畑	7,479㎡	281.56㎡	115.34㎡	0.76㎡	宅地	別図に⑤及び⑯として赤色で表示する部分
				11.38㎡	10.00㎡	1.38㎡	宅地	別図に⑥及び⑰として赤色で表示する部分
				2,390.75㎡	1,604.82㎡	10.39㎡	畑	別図に⑦及び⑱として赤色で表示する部分
				131.62㎡	131.62㎡	—	畑	別図に⑧として赤色で表示する部分
				4,159.00㎡	662.24㎡	21.52㎡	原野	別図に⑨及び⑲として赤色で表示する部分
				279.78㎡	278.99㎡	0.49㎡	山林	別図に⑩及び⑳として赤色で表示する部分
	224.98㎡	224.98㎡	—	山林	別図に⑪として赤色で表示する部分			
	29番4	山林	521㎡	522.82㎡	522.82㎡	—	山林	別図に⑫として赤色で表示する部分

- 4 土地所有者の氏名及び住所 別紙のとおり。
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年6月20日

備考 「別図」及び「別紙」は省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。